

## 『〈和解〉のリアルポリティクス　ドイツ人とユダヤ人』

〔武井彩佳 著〕

(みすず書房, 2017年)

川喜田敦子

### 1 はじめに

本書は、ナチ体制下のユダヤ人虐殺を経験した後、ドイツ人とユダヤ人がどのような関係を築いたかについて、ドイツとイスラエルの国家間関係、ドイツ国内のマジョリティとユダヤ・マイノリティの関係、ホロコーストの記憶という三点から描き、問題点を指摘する。タイトルにもあるように、本書の特徴は、両者の関係構築のプロセスを「リアルポリティクス」として特徴づけて描こうとする点にある。

本書は三部からなるが、「どこからでも読めるように構成されている」と書かれているように、各部の独立性が高い。以下、その内容と論点を順に見ていきたい。なお、変則的だが、本書の用語法に合わせて、本稿では「ドイツ」とはドイツ連邦共和国（西ドイツと統一ドイツ）を指すものとする。

### 2 本書の内容

#### (1) 第1部：ドイツとイスラエルの〈和解〉

第1部のテーマは、ドイツとイスラエルの国家間関係である。1950年代以降の両国間の関係史が、第1章では52年に締結された対イスラエル補償（ルクセンブルク協定）、第2章では国家的軍事支援という二つの観点を軸に分析されることになる。著者によれば、ルクセンブルク協定は、ドイツ人とユダヤ人の「和解の出発点」でありながらも、実質的には貿易協定であり、支払う側と受け取る側の双方の経済発展に奉仕した。このことは、「加害者の国」としてのドイツが「犠牲者の国」としてのイスラエルとの間に築いた特殊な二国間関係が、後者の国家としての存立を支え、経済と軍事を強化し、それによって間接的にパレスチナ難民の困窮を助長してきたというアラブ諸国の批判に関連していく。この批判に対して、ドイツは補償とパレスチナ問題との分離という論理で対応してきたとされるが、この問題は、50年代後半から60年代半ばにかけて行われたイスラエルへの武器供与等の秘密軍事支援、軍事目的の諜報活動におけるモサドとドイツ連邦情報局の協力関係、イスラエルの核開発に対するドイツの実質的な協力など、イスラエルの安全保障へのドイツの関与においてより先鋭な形で現れる。過去の負の遺産を取り組むという観点からは道義的意味をもつ行為が新たな不正を生み出すという構図のなかで、中東紛争における対イスラエル支援の是非をめぐって国内

世論は割れているが、国家としては、イスラエルの安全保障を支援する立場をドイツは崩していない。

第1部で興味深いのは、過去に強く規定された特殊な二国間関係が、経済援助、安全保障という現実政治の角度から論じられる点である。ドイツの補償政策は日本と比較されることが多いが、その政策がとられるにいたった過程の規定要因を同時代の歴史的文脈に戻して明らかにすること、二国間関係に限局することなく国際関係の広がりのなかで政策を評価すること、という二つの特徴が本書の記述に独自の価値を与えている。

### (2) 第2部：ユダヤ人マイノリティ社会の復活

第2部ではドイツ国内に目が向けられ、ナチ体制下で不当な暴力にさらされたユダヤ・マイノリティの再生のためにとられた措置について扱われる。第一のトピックである補償と入国管理政策については、ドイツとの地理的関係性を欠くため、属地主義の原則に立つ連邦補償法の対象には本来は含まれない東欧出身のユダヤ人にもドイツ入国の道が隠れて開かれていたこと、包括的な財産の返還・補償、公法上の団体としての地位の付与をはじめとしてユダヤ人共同体を存続させるために公的な保障が重ねられてきたことが説明される。そのうえで本書は、ユダヤ人に対するこうした優遇措置が恒久化する一方で、他のマイノリティ集団——とくにイスラーム系の労働移民の周縁化と差別が生じたことを批判する。第二のトピックは刑法上の取り組みである。ナチ犯罪の加害者に対する訴追、刑法130条（民衆扇動罪）——とくにホロコースト否定論の法的規制——に関する概略がまとめられ、直近の10年間のドイツ国内外の状況に詳しい言及がなされている。

近年、ニュルンベルク裁判と継続裁判については邦語で入手できる情報が飛躍的に増えたが、その後の展開については今なお情報の不足が目立つ。そのなかで、第4章は、刑法上の問題に関するコンパクトな見取り図を提供することに成功している。他方、第1部との関連を考えるならば、たとえば、パレスチナをめぐる対立がドイツ国内に持ち込まれることで、内集団としての地位を保障されたユダヤ人社会と外集団として周縁化され続けてきたムスリム移民社会の関係に緊張が生じ、そこにおいて反ユダヤ主義の克服という公的規範が外集団のさらなる疎外につながっているという第3章で指摘された状況など、著者が提示する諸々の観察についてもう一步踏み込んだ独自の分析を読みたかったようにも思う。

### (3) 第3部：記憶

第3部では、ナチ体制崩壊後にホロコーストの歴史がいかに記憶されてきたかについて、「犠牲者側」と「加害者側」の記憶の政治がそれぞれ検討される。特に面白かったのは、ユダヤ側の記憶のあり方をめぐる第5章である。ここでは、メモリアル・ブックの作成に始まったホロコーストの犠牲者の追悼と想起が、イスラエル建国後に国家的営みへと制度化され、国民統合の手段として利用されて

いく過程が描き出される。また、「大きな物語」への埋め込み、土地の力との結びつき、参加型のパフォーマンスなど、今日のイスラエルにおけるホロコースト想起の特徴も分析されている。犯罪現場の保存・記念碑の建立など、「過去を思い起こすための社会的装置」を軸にドイツにおけるホロコースト想起の歩みを概観した第6章に続き、第7章では、ナチ体制の崩壊から70年以上が経過し、被害者・加害者ともに当事者が不在となる時代が目前に迫り、ホロコーストの記憶が「コミュニケーション的記憶」から「文化的記憶」へと移行する（A・アスマン/J・アスマン）なかで新たに生じつつある問題群が指摘される。全体としては、最近の動向まで含めて、これまで必ずしも日本に紹介されていない情報が多く提供されている。

人間と現代史の関わりの形態を、個人の実体験、集団的記憶、学問としての歴史に三分して考えるとき、「進歩としての歴史」の時代が終わった後には「記憶としての歴史」の時代が到来したと H·G·ホッカーツが論じたことがある。今日、記憶は歴史家の関心の対象になり、歴史教育の素材としても使われるようになった。なかでもホロコーストの記憶をめぐっては、著者も指摘するように、記憶政策が展開され、商業化が進み、真正さとフィクションの境界が曖昧になり、ある特定の傾向をもって選択された記憶の断片だけが流通するという現象がいつそう顕著になっていくことが危惧される。いわば記憶の過剰な時代にあって、歴史そのものに向き合い、記述するという態度を意識して取り戻す必要があるのではないかとも考えさせられた。

### 3 「和解」という概念をめぐって

各部の論点とは別に言及しておきたいのは、本書の題名にもなっている「和解」という概念である。この概念の定義は本書では必ずしも明確にされていない。そのこともあるて、この概念の位置づけという観点から、本書の問題設定を改めて考えてみたい。

本書でも言及されるドイツ・プロテスタント教会の奉仕活動「償いの印」の名称が、「和解」ではなく「償い」の印になった理由は、加害者にできるのは黙って手を差し伸べて赦しを請うことだけであり、差し伸べた手をとるかどうかは相手の判断に委ねられているという考えだったと聞く。この議論を思い起こすとき、使用にあたって立場性が問われる「和解」という言葉を、自分自身が当事者となるアジアの文脈のなかで使うことには抵抗がある。そのため、他国間の関係を分析する場合にも、この概念を用いることに対して私自身は躊躇を覚えるということを最初に断つておかなければならないだろう。

そのうえで、歴史に起因する問題を抱える国家間の関係構築を「リアルポリティクス」の観点から捉え直すという問題設定は興味深く読める。当事者の心の

平穏、国民感情の改善（著者の言葉を借りるならば「内的和解」）は、政治・経済・安全保障まで含めて、良好な関係を維持することに双方が利益を見出した上で築かれる国家間関係（「政治的和解」）に支えられていなければ維持されえない。このことは、ドイツとヨーロッパ諸国の関係からも見て取ることができる。利害と理念の共有によって支えられた関係が現実に構築されるなかで、良好な国家間関係を国内外でアピールすることに意義が見いだされ、歴史問題が外交関係の規定要因としてさほど重大な意味をもたなくなることがある一方、ギリシアの対ドイツ賠償要求に見られるように、その関係を維持することへの意志がいざれか片方から失われることで、過去の確執に再び意味が与えられることもある。

それを踏まえてアジアとの比較において考えたとき、ドイツ＝イスラエル間関係の特徴は、何らかの手段によって「和解」を先んじて達成したことではなく、両国間に築かれる関係が「和解」と呼べるものでなければならないという前提がドイツの行動を強く規定しつづけてきたことにこそあるように思われる。「加害側が被害側に対してもつ義務」という論理がもつ拘束力の強さは、二国間関係において過去の不正を正すことが多国間関係において別の不正を生み出す、というジレンマに端的に表れている。すなわち、本書が注意を促したようないくつかの局面から見えるのは、現実的判断と道義が相克して前者が優先されたというよりも、道義的価値を判断する基準が明確に階層化され、それに照らして数々の政治的選択がなされてきたという事実であり、その帰結が、今日、国際的にはパレスチナ問題におけるドイツの立ち位置として、国内的には複数のマイノリティ間のシティズンシップの階層化として表面化しているように思われる。だからこそ、この特殊な二国間（二者間）関係を特徴づけるキーワードは、—著者がおそらく意図するようにそれが達成されたからというよりは、それが政策選択の判断基準として極めて高い優先度をもってきたという意味で—確かに「和解」なのだろう。

#### 4 終わりに

本書は、ドイツが国家の正当性の根幹にかかわる問題としてナチの過去を取り組む姿勢を明確に維持しつづけるなかで、だからこそ存在する問題点を抉り出して指摘したものである。日本では、ドイツから自省の契機を得ようとする議論への反発から、ドイツの「過去の克服」がいかに大きな問題を抱えているかを指摘することで、ドイツから学ぶ必要などないという方向に誘導しようとする議論がしばらく前から目立つようになっている。しかし、本書は間違ってもそうした論調に与するものではなく、むしろそうした内向きのナショナリズムの視野狭窄や自己満足とは対照的に、過去との取り組みについてより広い視野のなかで批判的に考える態度を保ち、実利主義と理想主義のいざれかに過度に傾くことなく、現

実に可能な選択を重ねつつ少しずつ前進していく必要を示唆したものとして読むべきであろう。その点について、蛇足ながら最後に確認しておきたい。